

監査委員公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和7年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を、次のとおり公表する。

令和8年3月12日

海田町監査委員

永海房雄

海田町監査委員

大江康子

# 定期監査報告書

## 第1 監査の対象

| 対象部局  |  | 対象期間     |
|-------|--|----------|
| 企画部   | かいたブランド課   | 令和7年9月末  |
|       | 資産活用課  |          |
|       | 財政経営課  |          |
| 総務部   | 総務課  | 令和7年10月末 |
|       | 防災課  |          |
|       | デジタル推進課  |          |
| 町民生活部 | 地域みらい課<br>環境センター                                 |          |
|       | 税務課  |          |
|       | 住民課  |          |
| 福祉保健部 | 社会福祉課<br>福祉事務所                                   | 令和7年11月末 |
|       | こども課<br>つくも保育所，ひまわりプラザ，町民センター，海田児童館，海田東児童館       |          |
|       | 長寿保険課  |          |
|       | 健康づくり推進課   |          |
|       | 上下水道課<br>(水道事業・下水道事業)                            |          |
|       | 会計管理室  |          |
|       | 議会事務局  |          |
| 教育委員会 | 学校教育課<br>海田小学校，海田東小学校，海田南小学校，海田西小学校，海田中学校，海田西中学校 | 令和7年12月末 |
|       | 生涯学習課<br>海田公民館，織田幹雄記念館，海田東公民館，図書館，ふるさと館          |          |
|       | 文教施設整備室  |          |
| 建設部   | まちデザイン課  |          |
|       | 建設課  |          |

## 第2 監査の実施期間

令和7年11月11日から令和8年2月13日まで

## 第3 監査の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令に適合し正確であるか、また効率的・効果的に行われているか。

## 第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係資料の検査及び照合により審査するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

監査は海田町監査委員監査基準に準拠して実施した。

## 第5 監査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり監査した結果、次のとおり事務の一部に改善を要する事項が認められたため、必要な措置を講じ、適正な事務処理に改められたい。

なお、その他の事務については、関係法令等に基づきおおむね適正に執行されていたが、軽微な事務処理誤り等については、監査時に改善を求めた。

### 【企画部】

#### 資産活用課

砂走地内の未利用地について、測量未実施のため公簿面積となっているが、町民の財産の保全及び財産管理の適正を期すためにも境界確定に取り組まれたい。

### 【総務部】

#### 防災課

第3分団第2部消防庫用地を南本町自治会に保管庫設置用地として、無償で貸し付けているが自治会館用地は普通財産（不動産）貸付事務処理要綱（平成13年4月1日施行）に基づいて有償で自治会に貸し付けていることから、本用地についても要綱に基づいて適正に処理されたい。

旧第2分団第1部消防庫を保管庫として国信自治会に無償で貸し付けているが、現在、町有財産となっており、将来、活用の予定がないのであれば建物を除却するか自治会に譲渡することを検討されたい。